



2011 年 5 月 16 日

各 位

会 社 名 本 田 技 研 工 業 株 式 会 社
代 表 者 名 取 締 役 社 長 伊 東 孝 紳
(コード番号 7267 東証第一部)
問 合 せ 先 総 務 部 総 務 課 長 埜 野 靖
(TEL. 03-3423-1111)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2011 年 5 月 16 日開催の取締役会において、2011 年 6 月 23 日開催予定の第 87 回定時株主総会に、下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- 1) インターネットの普及を踏まえ、株主の皆様の利便性の向上等を図るため、当社の公告方法を電子公告に変更し、やむを得ない事由によって電子公告によることができない場合の措置を定めるとともに（変更案第 5 条）、株主総会参考書類等に記載または表示すべき事項に係る情報を、インターネットを利用して株主の皆様にご提供することができる旨の規定を新設するものであります（変更案第 15 条）。
- 2) 取締役会による意思決定の迅速化および効率化、ならびに監視・監督機能の一層の強化を目的として、取締役会の構成を見直すことにともない、取締役の員数を 30 名以内から 15 名以内に変更するものであります（変更案第 19 条）。
- 3) 当期末をもって監査役に対する賞与を廃止し、職務執行の対価である報酬に一本化することにともない、監査役の報酬等の規定から賞与の文言を削除するものであります（変更案第 33 条）。

2. 変更の内容

現行定款の一部をつぎのとおり変更しようとするものであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則 (公告の方法) 第 5 条 当会社の公告は、 <u>東京都において発行する日本経済新聞に掲載してこれを行う。</u>	第 1 章 総 則 (公告の方法) 第 5 条 当会社の公告は、 <u>電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載してこれを行う。</u>

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 3 章 株主総会 〔新設〕	第 3 章 株主総会 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)
第15条 (条文省略)	第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。
第17条	第16条 (現行どおり)
第 4 章 取締役及び取締役会 (取締役の員数)	第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数)
第18条 当社の取締役は、 <u>30</u> 名以内とする。	第18条 当社の取締役は、 <u>15</u> 名以内とする。
第19条 (条文省略)	第19条 (現行どおり)
第26条	第20条 (現行どおり)
第 5 章 監査役及び監査役会	第5章 監査役及び監査役会
第27条 (条文省略)	第27条 (現行どおり)
第31条 (監査役の報酬等)	第28条 (監査役の報酬等)
第32条 監査役の報酬、 <u>賞与</u> その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。	第32条 監査役の報酬その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。
第 6 章 計 算	第6章 計 算
第33条 (条文省略)	第33条 (現行どおり)
第36条	第34条 (現行どおり)
	第37条

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2011 年 6 月 23 日 (木曜日) 【予定】
定款変更の効力発生日	2011 年 6 月 23 日 (木曜日) 【予定】

以 上